

辰野町イメージキャラクター「ぴっかりちゃん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、辰野町イメージキャラクター「ぴっかりちゃん」(商標登録第5073743号。以下「キャラクター」という。)の着ぐるみとパペット(以下「着ぐるみ等」という。)及びイラストやロゴなどの関連図案(以下「図案」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 着ぐるみ等と図案を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、辰野町イメージキャラクター使用許可申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 使用する行事等の概要が分かる書類
 - (2) その他町長が必要と認める書類
- 2 使用者は着ぐるみ等を使用しようとする日(以下「使用日」という。)から起算し、3箇月前から7日前までに申請ができるものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 着ぐるみ等の使用期間は、往復の移動及び使用後のクリーニング、補修等を含めた必要最低限の日数の範囲で許可するものとする。
- 4 着ぐるみ等の使用は、申請の先着順とする。ただし、町主催の行事等町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(許可)

第3条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次の各号の一に該当する場合を除き、使用を許可する。

- (1) 辰野町の品位又は「キャラクター」のイメージを損ない、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体、企業、政党又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 企業等の営利目的の活動のみに活用されるおそれがあるとき。ただし、町内事

業者が辰野町イメージキャラクターと明示し使用するときはこの限りでない。

- (5) 法令及び公序良俗に反すると認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 申請前に使用の予定があったとき。
- (7) その他町長が適当でないとき。

2 町長は、使用の可否を決定したときは、辰野町イメージキャラクター使用許可(却下)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(着ぐるみ等の使用条件)

第4条 着ぐるみ等の使用条件は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、転貸しはしないこと。
- (2) 使用期間を遵守し、第2条により許可された使用期間の満了日までに町長が指定した場所に遅滞なく返却しなければならない。
- (3) 使用に伴う着ぐるみ等の運搬は、町長の指示に従って使用者が直接行うこと。
- (4) 着ぐるみの着用の際は、周囲の安全に十分配慮するとともに、必ず補助者を1人以上付けること。
- (5) 着ぐるみ等を火気又は水気には近づけないこと。また、雨天・降雪時には屋外で使用しないこと。
- (6) 使用する際は、「ぴっかりちゃん」を辰野町のイメージキャラクターとして紹介しなければならない。
- (7) 着ぐるみ等の使用に際し、常に安全に留意し、使用期間中に発生した事故は、使用者が自己の責任において適切に処理すること。
- (8) 町長はその他管理上必要とする条件を付することができる。

(使用報告)

第5条 使用者は、着ぐるみ等を返却するとき又は図案の使用を開始したとき、辰野町イメージキャラクター使用(開始)報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 図案の使用者は、その使用期間が1年を超える場合、毎年3月31日までに、辰野町イメージキャラクター使用(開始)報告書(様式第3号)を町長に提出して、その使用状況を報告しなければならない。

(費用の負担)

第6条 着ぐるみ又は図案の使用は、無料とする。ただし、運搬等を含む使用に係る一切の費用は使用者の負担とする。

(使用者の責任)

第7条 使用者は、着ぐるみ等を善良なる管理者の注意義務により管理しなければならない。

2 使用者は、着ぐるみ等を紛失、破損又は汚損した場合、速やかに町長に報告するとともに、その指示に従い、補修等を行い、原状に復さなければならない。

3 使用者は、使用した着ぐるみ等について、返却時に職員の点検を受けるものとし、紛失又は破損が認められた場合は、辰野町の指示に従って、原状に復さなければならない。

4 町長は、着ぐるみ等が破損又は汚損していた場合、使用者に実費弁償を請求することができる。

(町の責任)

第8条 着ぐるみ等又は図案の使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害については、町長は一切その責めを負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。